

参照条文

量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)及びシアン化ナトリウム(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対し行われた第一項の健康診断を除く。)の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、別表第四の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 4 令第二十二條第二項第二十四号の厚生労働省令で定める物は、別表第五に掲げる物とする。
- 5 令第二十二條第一項第三号の厚生労働省令で定めるもの及び同條第二項の厚生労働省令で定めるものは、第二條の二各号に掲げる業務とする。

(健康診断の結果の記録)

第四十條 事業者は、前條第一項から第三項までの健康診断(法第六十六條第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「特定化学物質健康診断」という。)の結果に基づき、特定化学物質健康診断個人票(様式第二号)を作成し、これを五年間保存しなければならない。

- 2 事業者は、特定化学物質健康診断個人票のうち、特別管理物質を製造し、又は取り扱う業務(クロム酸等を取り扱う業務にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う業務に限る。)に常時従事し、又は従事した労働者に係る特定化学物質健康診断個人票については、これを三十年間保存するものとする。

(健康診断結果報告)

第四十一條 事業者は、第三十九條第一項から第三項までの健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、特定化学物質健康診断結果報告書(様式第三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(緊急診断)

第四十二條 事業者は、特定化学物質が漏えいした場合において、労働者が当該特定化学物質により汚染され、又は当該特定化学物質を吸入したときは、遅滞なく、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

(呼吸用保護具)

第四十三條 事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、当該物質のガス、蒸気又は粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

(保護衣等)

第四十四條 事業者は、特定化学物質で皮膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業に従事する労働者に使用させるため、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに塗布剤を備え付けなければならない。

(保護具の数等)

第四十五條 事業者は、前二條の保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

第五十三條 特別管理物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質関係記録等報告書(様式第十一号)に次の記録及び特定化学物質健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

- 一 第三十六條第三項の測定記録
- 二 第三十八條の四の作業の記録
- 三 第四十條第二項の特定化学物質健康診断個人票

別表第一 (第二條、第五條、第三十六條、第三十八條の三関係)

- 一～十四 (略)
- 十五 酸化プロピレンを含有する製剤その他の物。ただし、酸化プロピレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 十六～十九 (略)
- 十九の二 一・一・一ジメチルヒドラジン含有する製剤その他の物。ただし、一・一・一ジメチルヒドラジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 二十～三十六 (略)

別表第三 (第三十九條関係)

業務	期間	項目
(一)～(十八) (略)		
(十九)	六月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 酸化プロピレンによる眼の痛み、せき、咽頭痛、皮膚の刺激等その他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の痛み、せき、咽頭痛等その他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
(二十)・(二十一) (略)		
(二十二)	六月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 一・一・一ジメチルヒドラジンによる眼の痛み、せき、咽頭痛等その他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の痛み、せき、咽頭痛等その他覚症状又は自覚症状の有無の検査
(二十三)～(三十九) (略)		

別表第四 (第三十九條関係)

業務	項目
(一)～(十九) (略)	
(二十)	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査
(二十一) (略)	
(二十二)	一 作業条件の調査 二 肝機能検査
(二十三)～(三十九) (略)	

別表第五 (第三十九條関係)

- 一～六 (略)
- 六の二 酸化プロピレンを含有する製剤その他の物。ただし、酸化プロピレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 七 (略)
- 七の二 一・一・一ジメチルヒドラジン含有する製剤その他の物。ただし、一・一・一ジメチルヒドラジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 八～十五 (略)

お問い合わせ先・・・都道府県労働局または労働基準監督署
(所在案内:<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei03.html> では、改正内容等の詳細を順次掲載する予定です。